

防府市手話言語条例検討委員会設置要綱

令和 7 年 1 月 1 5 日制定

（設置目的）

第 1 条 手話が言語であることの理解のもと、手話の普及促進と習得の機会を確保することにより、ろう者など手話を必要とする人が意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することのできる共生社会を実現するための条例（以下「条例」という。）の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、関係者による専門的な見地からの検討を行うことを目的に、防府市手話言語条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

- （１） 条例の項目や内容に関すること
- （２） その他必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

- 2 委員は、障害福祉施策に関し専門性を有する学識経験者、障害者団体、福祉関係団体、教育関係者から選任する。
- 3 委員の任期は、委嘱日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（会長）

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総務する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（運営）

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、防府市情報公開条例（平成10年条例第28号）第6条第1項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。